

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
松浦市	志佐2(赤木・池成・栢木・上野・上高野・下高野)	令和3年10月11日	—

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	88.4ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者の農地面積の合計	57.6ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	19.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.9ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.5ha
(備考)	

- 注1: ③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4: プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題(複数選択可)

集落の現状	
1	<input type="checkbox"/> 担い手が確保できており、耕作を継続していく
2	<input checked="" type="checkbox"/> 担い手等が確保できていない
3	<input type="checkbox"/> 耕作を継続していきたいが、耕作条件の悪い農地がある
4	<input type="checkbox"/> 耕作を継続していきたいが、農業所得が低い
5	<input type="checkbox"/> 耕作を継続していきたいが、法面や水路・農道等の管理が過重な負担となっている
6	<input type="checkbox"/> 鳥獣被害が深刻であり、耕作意欲が減退している
7	集落の自治(コミュニティ)機能が低下しており、生活に支障・不安が生じている (具体的内容:)
8	その他(自由記載)

3 対象地区内における担い手(中心経営体)への農地の集約化に関する方針(複数選択可)

方 針	担い手の詳細
1 <input checked="" type="checkbox"/> 地区内で担い手(中心経営体)を育成し、農地を集約する※	<input checked="" type="checkbox"/> 農業者 <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等 <input type="checkbox"/> 新規就農者
<input type="checkbox"/> 地区外で担い手(中心経営体)を確保し、農地を集約する※	<input type="checkbox"/> 農業者(地区外) <input type="checkbox"/> 農地所有適格法人、農業生産組織等(地区外) <input type="checkbox"/> 新規就農者(地区外)
その他(自由記載)	

※

(参考) 中心経営体

属性	農業者	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	繁殖牛	10 ha		10 ha	
認農	B	施設野菜、繁殖牛、水稲	6 ha		6 ha	
認農	C	水稲、施設野菜	0.5 ha		0.5 ha	
認農	D	繁殖牛	2 ha		2 ha	
認農	E	水稲、繁殖牛	2 ha		3 ha	隣接集落
認農	F	繁殖牛	1.5 ha		2 ha	隣接集落
認農	G	繁殖牛	13 ha		14 ha	集落内
認農	H	繁殖牛	10 ha		11.0 ha	隣接集落
認農	I	繁殖牛	2 ha		2 ha	
認農	J	水稲	2.5 ha		2.5 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	10人		49.5 ha		53.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

将来にわたり農業生産活動等が可能となる集落内の実施体制構築 近隣集落の担い手へ農地の集積を図る。	集落内では担い手が不足するため
担い手となる新たな人材の育成・確保 地域のみで農地の維持管理を継続していくのは将来的に困難となるため、周辺地域まで拡大して担い手を確保する。若い農業者にも呼びかけ志佐川改良区で集落座談会を開催する。	
担い手への農地集積 地域で中間管理事業に取り組み農地集積を図る。借り受けた農地はしっかり管理する。基盤整備地で中間管理機構に預けていない農地の色分け地図を作成し、農業委員、推進委員で個別巡回し貸し出しを促進する。	
共同で支え合う集団的かつ持続可能な体制整備 多面的機能支払交付金や中山間地域直接支払交付金事業に継続して取組み、守るべき農地、施設の維持管理や農業生産活動継続を図る。集落の仕組み、事務的な手続等負担が多く離農を考える者も増加する懸念がある。	
志佐2(赤木・池成)、志佐1(西山・庄野)等周辺地域へ拡大し担い手を確保する。	